

フィリピン

*無査証滞在について

日本人は30日以内の滞在は査証不要。但し、往復予約済航空券が必要となる。

15歳未満の子供の単独での入国は出来ないため査証を取得する。詳細に関しては、その都度確認すること。

*査証の取得について

査証申請から取得まで約2週間。この期間は流動的なので極力は余裕を持って申請すること。

管轄は愛知、岐阜以西（但し、沖縄は除く）

必要書類

☆観光 滞在可能日数59日まで 査証有効期間3ヶ月

1. パスポート（残存6ヶ月+滞在日数）
 2. 申請書1枚 ※代理申請の場合公証人役場の認証要
 3. 写真 [5×5 cm] 1枚カラー
 4. 英文経歴書1枚
 5. 英文保証書 例 学生の場合
 - ・英文在学証明書・親からの英文身元保証書
 - ・身元保証人の有効な身分証明書コピー（パスポートコピーなど《日本の書類は英訳要》）・保証人名義の英文残高証明書
- 無職の方は、次の書類が追加が必要。
- ・配偶者か親からの英文身元保証書・保証人の有効な身分証明書コピー（パスポートコピーなど《日本の書類は英訳要》）
 - ・保証人名義の英文残高証明書
6. 英文在職証明書（在職中の場合）
 7. 英文預金残高証明書
 8. ホテル予約確認書 or
現地知人などからの手紙（招聘内容の入ったもので消印のある封筒）+ 知人のパスポートコピー or 免許書コピー
 9. 往復予約済航空券または予約確認書（エージェント発行可）

※15歳未満で親以外の保護者が同行する場合の単独入国はW. E. G査証が必要

専用の申請書（A F F I D A V I T）に記入後、公証人役場→法務局→外務省→フィリピン領事館で認証を取り、W. E. G査証を現地で取得する。申請書（認証済み）、本人のパスポートコピー、親（片親）のパスポートコピー（免許証コピー）、認証代金実費3,250円+手数料3,510円

☆業務 滞在可能日数59日まで 査証有効期間3ヶ月

1. パスポート（残存6ヶ月+滞在日数）
2. 申請書1枚 ※代理申請の場合公証人役場の認証要
3. 写真 [5×5 cm] 1枚
4. 英文経歴書1枚
5. 英文会社推薦状1枚
6. 現地会社招聘状1枚（フィリピンの公証人役場の認証済み）
7. 英文残高証明書
8. 往復予約済航空券または予約確認書（エージェント発行可）
9. ホテルパウチャー
10. 英文身元保証書（領事館指定）+ 保証人のパスポートコピー（パスポートを持っていない場合は免許証【但し英訳要】）

※ マルチ査証希望の場合はその都度確認を要する。

※ 外国籍の申請に関しては目的や期間などによって異なるので確認を要する。